

平成31年 第2回

教育委員会定例会会議録

とき 平成31年2月12日

品川区教育委員会

平成31年第2回教育委員会定例会

日 時 平成31年2月12日(火) 開会：午後2時
閉会：午後2時45分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 中島 豊
教育長職務代理者 菅谷 正美
委 員 富尾 則子
委 員 海沼 マリ子
委 員 塚田 成四郎

出席理事者 教 育 次 長 本城 善之
庶 務 課 長 有馬 勝
学 務 課 長 篠田 英夫
学校制度担当課長 若生 純一
指 導 課 長 熊谷 恵子
教育総合支援センター長 大関 浩仁
品川図書館長 横山 莉美子
保育施設調整担当課長 吉田 義信
統括指導主事 山本 修史
統括指導主事 堀井 昭宏

事務局職員 庶 務 係 長 小林 則雄
書 記 亀田 万恵
書 記 和田 祐磨

傍聴人数 1名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

- 第 10 号議案 品川区立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部改正について
- 第 11 号議案 品川区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則について
- 第 12 号議案 教育委員会事務事業の点検および評価の報告書について
- 第 13 号議案 都費教職員の任免等に関する内申について（教育管理職の転任・新任）
- 第 14 号議案 都費教職員の任免等に関する内申について（普通退職）
- 報告事項 1 平成 30 年度歳入歳出補正予算について
- 報告事項 2 平成 31 年度歳入歳出当初予算について
- 報告事項 3 平成 30 年前期一般監査の措置結果について
- 報告事項 4 平成 30 年度インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について
- 報告事項 5 品川区多子家庭学校給食費補助金交付事業における寡婦（夫）控除のみなし適用について
- 報告事項 6 都費教職員の任免等に関する内申について（休職）
- 報告事項 7 都費教職員の海外派遣（青年海外協力隊）に関する内申について
- 報告事項 8 平成 31 年度在外教育施設派遣教員の研修の発令について
- そ の 他 平成 31 年 3 月の行事予定について

【教育長】 ただいまから平成31年第2回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の署名委員には菅谷教育長職務代理者、海沼委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴の方がおられますのでお知らせいたします。

まず、本日の会議の持ち方についてです。日程第1、第13号議案 都費教職員の任免等に関する内申について（教育管理職の転任・新任）、日程第1、第14号議案 都費教職員の任免等に関する内申について（普通退職）、日程第2、報告事項6 都費教職員の任免等に関する内申について（休職）、日程第2、報告事項7 都費教職員の海外派遣（青年海外協力隊）に関する内申について、日程第2、報告事項8 平成31年度在外教育施設派遣教員の研修の発令について、これらの会議の持ち方についてお諮りしたいと思います。これらの件は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づきまして非公開の会議といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 それでは、異議なしと認めまして、本件につきましては全ての日程の終了後に審議することといたします。

それでは、本日の議題に入ります。日程第1、第10号議案からになります。品川区立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部改正について、これの事務局からの説明をお願いいたします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、品川区立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部改正についてご説明いたします。

お手元の資料1をごらんください。

教育委員会は、地方自治法第180条の7により、その権限に属する事務の一部を区長の補助機関に補助執行させる、いわゆる事務の委任ができることになっております。

したがって、品川区立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部改正につきましては、補助執行先であります子ども未来部保育施設担当課長から詳細を説明させていただきます。

【教育長】 保育施設調整担当課長。

【保育施設調整担当課長】 私からは、第10号議案 品川区立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部改正についてご説明を申し上げます。

この規則改正につきましては、八潮わかば幼稚園における充実したサービスの提供を実施するため、平成31年4月より預かり保育の利用時間を延長するよう規則の変更をするものでございます。

それでは、資料をごらんください。

まずは、1の背景です。八潮地区における幼稚園、保育園は、建設より約30年以上を

経過しまして施設内の老朽化が著しいため、平成29年度より、順次、八潮わかば幼稚園をはじめとして大規模改修工事を実施しております。

その中で、八潮わかば幼稚園と八潮南保育園につきましては、近隣に位置していることから、これまでも幼児教育と保育の連携を密接に図ってきたところでございます。

そのため、今回、八潮わかば幼稚園の大規模改修に合わせまして、八潮わかば幼稚園内に八潮南保育園を移転し、平成31年4月より区内6番目の幼保一体施設、八潮すこやか園として八潮地区の子育て支援の充実を図ることといたしました。

なお、施設の工事につきましては、1月18日に終了しております。

2の改正理由です。幼保一体施設八潮すこやか園となる際に、これまでも利用者から要望のありました幼稚園の預かり保育時間の拡大や延長に対応することや、保育園と一体化した施設となりまして給食室が整備されました。昼食における給食の提供等も可能になったことによる幼保一体施設としてのメリットを生かしまして、充実した保育サービスの提供を図るためでございます。

3番の改正内容です。現在、八潮わかば幼稚園は、幼稚園の教育時間終了後、午後5時まで預かり保育時間を設定してまいりました。

今回、幼保一体施設八潮すこやか園となることに伴い、朝7時半から9時までの預かり保育時間の追加と、午後5時までの預かり保育時間を、他の並列幼保一体施設同様、午後6時半まで延長することで利用者の利便性を図ります。

改正条文は、別添のとおりでございます。

適用日は、八潮すこやか園の開設に伴う平成31年4月となります。

私からの説明は以上です。

【教育長】 説明は終わりました。質疑があればお願いいたします。

富尾委員、どうぞ。

【富尾委員】 八潮南保育園のほうに関しては、移転をして場所だけの変更で、利用時間等の変更はないということによろしいですか。

【教育長】 保育施設調整担当課長。

【保育施設調整担当課長】 委員、ご指摘のとおり、八潮南保育園につきましては、特に運営時間等の変更はございません。

【富尾委員】 ありがとうございます。

【教育長】 いいですか。ほかはいかがでしょうか。

それでは、質問がないようです。

品川区立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部改正について、採決したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、採決をいたします。本件は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第1、第11号議案に移ります。

品川区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則について説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から品川区教育委員会非常勤職員規則の一部の改正についてご説明いたします。

資料2をごらんください。

非常勤規則の第2条の中の19号の次に1号、第20号を加えまして、中身については、この部活動指導員というものをつけ加えるものでございます。

これにつきましては、平成30年3月、昨年3月になりますけれども、スポーツ庁から、いわゆる部活動のあり方に関するガイドラインが出まして、部活動の指導員について充実を図っていくということが打ち出されました。

この間、中体連とも協議を進めてきまして、いわゆる教員でないと大会に引率できないという部分がありましたけれども、この非常勤職員であれば、大会の引率にも行ってもいいということが認められる非常勤制度というようなことがございまして、これを品川区においても部活の指導員ということで新たに設置するものでございます。

説明は以上でございます。

【教育長】 説明は終わりました。質疑があればどうぞ。

どうぞ、海沼委員。

【海沼委員】 この部活動指導員についての人数とかというのは、各校では決まっているわけですか。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 次年度は、3校分に配置するだけの予算を、今、申請しておりますので、予算特別委員会が通れば配置をしたいと考えております。

フルタイムではなくて、あくまで非常勤ですので、時給計算の職員となります。

【教育長】 よろしいですか。

塚田委員、どうぞ。

【塚田委員】 直接、これとは関係ないのかもしれないのですが、今、また野田市で子供の虐待というのがあって、それで結構、話題になるのが、スクールロイヤーという制度を取り入れているところもあるみたいなんですよね。

だから、品川区の教育委員会でも、ちょっとご検討いただいたらどうですか。

【教育長】 ということでございますが、庶務課長。

【庶務課長】 今、基本的には、教育委員会においても、教育訟務員ということで非常勤職員として1名配置しておりまして、何かあれば、学校のほうに相談はとれる体制をとっているところでございます。どの程度学校の先生も活用しているのかというところの判断は迷っているところはあるかもしれませんが、教育委員会においてもそのような態勢をとっております。

【塚田委員】 野田市の指導課長が、何か変なことを言って。だから弁護士に相談してから対応してもよかったのかなと思いますけれどもね。

【教育長】 今の資料を1枚めくっていただいた、新旧対照表の12番、教育訟務員、

これがそれに当たるわけですね。

教育委員会が抱えているさまざまな法律相談ですとか、裁判に助言していただいたり、また、学校のほうからも相談があったケースがこれまでに何件かございますね。

児相に絡むような案件での相談があったかどうか、ちょっとまだ確認は僕はしていないんですけれども、一応、そういう話を先般の校長連絡会でも全校長に改めてして、もちろん、学校のCSの委員の中に弁護士がいるというところは、そちらに直接相談されてもいいのかなというふうに思いまして、私が校長時代も、弁護士の方がCSの委員にいてくださったので、何か困ったときにはすぐに相談をできるような体制がありました。

とりあえず、こちらのほうでということ。

【塚田委員】 わかりました。

【教育長】 ほかはいかがですか。

これによって、少しでも部活動の担当する幅が広がるといいと思います。また、働き方にもつながっていくわけですが。

それでは、品川区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則について採決したいと思います。よろしいですか。

それでは、採決いたします。本件は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、本件も原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第1、第12号議案です。教育委員会事務事業の点検および評価の報告書について事務局からご説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、教育委員会の事務事業の点検及び評価についてご説明いたします。

本年度の事務事業評価につきましては、これまで数回にわたって審議をさせていただいております。

これまでの経過といたしましては、まず、8月7日に今年度の審議予定と評価対象事業について決定をさせていただきました。

また、学識経験者には、法政大学の名和田教授に依頼することとし、意見聴取事業についても決定をさせていただいております。

そして、1月22日には、教育委員会事務局が取りまとめました事務事業評価と学識経験者の知見について審議・検討をいただいたところでございます。

本日は、この事務事業評価シートに教育委員さんの皆様からいただきました意見を反映したものを添付しておりますので、これについてご確認をいただき、最終確定をしていきたいと考えております。

また、今後の予定ですけれども、2月26日の文教委員会で報告し、3月上旬には区のホームページに公表していきたいと思っております。

それでは、資料3をごらんいただき、まず、1ページをおめくりください。

目的、仕組みは、ここに記載の1ページのとおりでございます。

もう1枚めくっていただきまして、対象事業については、2ページのとおりで、今年度

につきましては13事業を対象といたしました。

3ページをごらんください。

4の(1)の総合評価でございますが、Aの拡充としたものが2事業、Bの継続としたものが11事業でございます。Cの見直しとDの廃止とした事業についてはございません。

その下、(2)教育委員会総評でございますが、これまで委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、全体について総括をしております。

内容といたしましては、評価対象事業については、区民への教育効果の実績、事業の継続性及び費用対効果等の視点から点検及び評価を行ったところ、おおむね教育目標に従い、着実かつ適切に執行されていること。

今回、拡充とした事業については、区民ニーズを的確に把握し、さらに効果のある事業を進めていただきたい。さらに、継続とした事業についても、その意義と目的を常に意識し、学校や関係機関とも連携して実施する努力をすること。そして、評価結果を生かし、さらに創意工夫を重ねて事業推進に当たられたいということを教育委員会の総評としております。

続きまして、4ページから16ページまでが各事業の評価シートとなっております。

前回、いただいたご意見をもとに、教育委員さんからの意見欄に今回記載させていただいておりますので、そこを中心に説明をさせていただきたいと思っております。

まず4ページ、1番の学校改築の計画的な推進でございます。下のほう、教育委員からの意見の欄をごらんください。

多くの学校施設が更新時期を迎えており、計画的に改築を進めていく必要がある。改築に当たっては、建物の老朽度、就学人口の動向、地域バランス等を考慮しつつ、適切に改築校を選定し、継続的に着手するよう努めていくこととございます。

2番目の学校図書館資料整備費です。蔵書の充実と一定の成果が見られる。しかし、中学校、義務教育学校(後期課程)については、文科省の基準冊数を満たしていない。古くなった図書を廃棄するというところもあると思うが、引き続き蔵書を充実し、蔵書率の増加を図るとともに、さらに学校図書が活用されるよう努められたいとしております。

次のページの学校事務のIT化推進でございます。学校運営においては、必要不可欠な事業である。今後、パソコンやシステムの更新に当たっては、その成果を検証し、課題解決や運用方法の見直しを行うなど、より効果的なICT活用の推進が求められるとしてございます。

それから、4番の教職員支援経費。本年度、新たに取り組んでいるスクール・サポート・スタッフ及びティーチャーズ・ルーム・アシスタントの人的措置は、在校時間の短縮や子供との教育活動の時間を増やすことに寄与し、一定の成果が見られた。今後は、区立学校全校で実施できるような体制が望ましい。また、同時に、教員の意識改革を進め、人的措置に頼るだけでなく、多方面から働き方改革を進めていく必要があるとしております。

それから、5番の固有教員の採用でございます。長期基本計画の目標任用数30名に達しつつある。今後とも人材育成を図るとともに、市民科やコミュニティースクールなど、区の教育施策を牽引するための有効な活用等についても研究していく必要がある。

6番の校区教育協働委員会は学事制度審議会の答申を受け、学区域や学校選択制が一貫

教育をさらに推進する方向で整理されている。各校単位で設置する校区教育協働委員会においても、中学校区単位での連携のあり方について検討する必要があるとしています。

7番の学校支援地域本部事業でございます。今年度から配置しているアシスタントコーディネーターを柔軟に活用できるようにするなど、各学校支援地域本部の実態に応じた運営ができるよう制度のあり方を検討する必要があるとしています。

8番のマイスクールの運営でございます。不登校児童・生徒への支援の場として適応指導教室は必要である。平成30年度には、3カ所目となるマイスクール浜川が開設され、支援の場を広げることができた。また、児童・生徒を取り巻く環境が複雑になってきており、それに対応するにはかなり専門的な人員が必要になってくる。今後も指導体制の工夫を進めるとともに、関係機関との連携を図り、一人一人の社会的自立を図ることが大切である。

それから、9番、就学事務の就学相談が主なものでございますが、障害や発達の違いから生ずるさまざまな教育的ニーズがあることを踏まえ、一人一人の社会的参加を目指し、適切な教育環境について保護者と共通理解を図る必要がある。今後とも、区立学校における教育支援環境に精通した相談員等による継続かつ丁寧な相談体制を確保することが大切であるとしています。

次に、10番、図書館運営費のうちの高齢者支援事業でございます。新たな事業として多くの高齢者や高齢者を支える区民が気楽に参加し、超高齢化社会の問題解決ができる場の一つとなるように、高齢者福祉課や在宅支援介護センターなどと今後も緊密に連携し、地区図書館3館で開催する認知症カフェを地域のコミュニティーに定着させることが重要と考えるとしています。

次に、図書館サービスの充実でございます。大崎エリアでの図書館分館・図書館類似施設、これは取り次ぎ施設ですけれども、など、図書や視聴覚資料を区民が望めば簡単に手にとることができる環境がますます充実してきたと評価している。今後は、レファレンスサービスのさらなる充実や、障害者サービスの来館が困難な方、全般への拡充。そして、国際化に向けた多言語資料提供サービスなど、新たな展開を大いに期待したいということでございます。

次に、12番の図書館のブックフェアでございます。区民の多種多様な興味を喚起する特集本コーナーや、児童に向けての事業として、春・秋と行っているフェアの取り組みなど、創意工夫が見受けられる。豊かな生活を送るための生涯学習のきっかけとして、特に子供や子供を取り巻く大人に向けて、読書に関心が高まる取り組みを今後も期待するとしています。

最後、13番目、学校図書館の維持管理でございます。学校教諭、それから、学校図書館スクールコーディネーターと学校図書館支援スタッフとの連携を深めることによる新たな学校図書館の活動を期待する。また、図書の貸し出し数を増やすだけでなく、調べ学習などで図書館に滞在するという活用の仕方の拡充も必要ではないかと思うというふうなまとめさせていただきました。

続きまして、17ページの(4)点検・評価に関する学識経験者からの意見でございます。

こちらにつきましては、対象事業として1番目が教職員の支援経費、2番目といたしまして学校図書館資料整備及び維持管理、この2事業でございます。

学識経験者意見につきましては、前回の教育委員会でご説明したとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

長くなりましたけれども、私からの説明は以上です。

【教育長】 説明は終わりました。こちらにつきましては、何度かこれまで協議してきている流れの中で、今日は特に教育委員会としてのコメントに当たる部分、主に出していただいた方がいらっしゃると思いますので、ご自身のご意見のニュアンスと若干違うとか、僕のところはどうかというところがございましたら出していただければと思います。

1枚1枚めくっていかなくてもいいかなと思うので、特に教育委員の先生方のほうから出していただいた意見で、何か確認することはございますでしょうか。

丁寧にやっただいていかなと思いますので。

それでは、教育委員会事務事業の点検及び評価の報告書につきまして採決していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 採決いたします。本件は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次は、日程第2、報告事項1 平成30年度歳入歳出補正予算について及び日程第2、報告事項2 平成31年度歳入歳出当初予算について、この2件につきましてですが、これは区の事務事業に係る意思形成過程における案件と伺いますが、事務局としては、会議の扱いについては何か考えがございますでしょうか。

庶務課長。

【庶務課長】 平成30年度歳入歳出補正予算及び平成31年度歳入歳出予算につきましては、区議会の議決前の案件でございます。したがって、公正または適正な意思決定を確保する観点から非公開の会議とすることが適切であると判断してございます。

【教育長】 ただいま庶務課長より説明がありました。本件につきましては、品川教育委員会会議規則第14条の規定に基づいて非公開の会議とし、会議日程を変更して、全ての会議の終了後に会議を開くこととしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件についてはそのように決定いたします。

次は、日程第2の報告事項3になります。平成30年前期一般監査の措置結果について説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、資料8をごらんください。

平成30年度の前期一般監査の措置結果についてご説明いたします。

今回、教育委員会事務局で2点、指摘を受けてございます。

まず、資料8の1ページ目です。教育委員会事務局でまず1点目、契約事務についてと

ということで指摘を受けております。これにつきましては、ジュニア・イングリッシュキャンプを行うに当たって、バスの契約をしたのですけれども、実は、雪原ハイクを新たに実施する予定でいたところ、光林荘から湯本のスキー場までのバスの契約が漏れていたために追加契約をしたという案件でございまして、これについては、最初から適正に仕様を確認してやるべきではないかというご意見でございました。

イングリッシュキャンプで初めて雪原ハイクを行うということでして、バスの行程部分が漏れてしまったということでございます。

今後については、実施する学校ときっちり連携して、仕様書の確認の徹底を行っていくということで回答をしたところでございます。

もう1枚目、今度は支出事務についてでございます。

これは、教育総合支援センターと学校が連携して実施する、ここに記載のある子どもへの暴力防止対策事業、いわゆるCAP事業と、それから、小学校と前期課程に配置をしていますテクニカルアドバイザーの事業委託経費、この2件につきまして結果から言いますと、支払いが少し遅れていたということで指摘を受けたものでございます。

これにつきましては、まず学校とか委託事業者からセンターに上がってくる実施報告書ですとか、そういったものの遅延があったこと、それから、報告書と、例えばテクニカルアドバイザーは実際に学校で行っているのに、現場に出勤簿が一応あるわけですけれども、それを確認したら実績と合っていないということで、やりとりが何回かあったというようなこともありまして、その訂正にも少し時間を要したと、そういった背景も一部にはあるということではございますが、今後につきましては、月が変われば必ず請求書は出てくるということには変わりはないので、基本的に報告書の早期提出ということをしっかり促すとともに、速やかな支出事務に努めていきますということで報告をしたところです。

今回は、この2件が指摘事項としてございました。説明は以上でございます。

【教育長】 説明は終わりました。質疑があればお願いいたします。厳しくお願いいたします。

塚田先生、2つ目のほうについては、何か効果的な手段はございませんかね。

【塚田委員】 これは、原因はあれなんですか、すぐ報告書を上げなかったんですか。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 学校からいただく報告書が少し時間を要してしまったので、現在は、積極的に催促をする工夫をしています。

【教育長】 何かシステムのうまく滞らないようなやり方ができればいいんでしょうけれどもね。

【塚田委員】 担当者がのんびりしていたんですか。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 年度当初、新たに着任したばかりの方ですと、いろいろな庶務事務の処理に時間を要してしまうというケースなども含まれているかと思えます。

【教育長】 ということは、来年度もそういった状況が見られる学校の場合には、あらかじめ丁寧に期限を説明しておくということが、一つの防止になる可能性がありますね。

そのほかはよろしいですか。

ぜひ、指摘事項がなくなるように、また努力をしていただきたいと思いますというふうに思います。

平成30年前期一般監査の措置結果につきましてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 本件は了承いたします。

次は、日程第2、報告事項4 平成30年度インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について説明をお願いいたします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、私からインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況についてご報告します。資料9になります。

現在、日本中、東京都をはじめとしてインフルエンザが猛威を振るっているということで、報道等でご案内のとおりでございます。都におきましても、国におきましても、警報が発令されているという状況が続いてございます。

ですので、前回の教育委員会でもご報告させていただきましたが、その後もまだ影響が出ておりますので、最新の状況という形でご報告をさせていただきます。

資料の裏面を見ていただきますと、現時点で、番号で言うと41番の大井第一小学校までで、学校の数で言いますと、小学校と義務教育学校の前期が22校、中学校と後期課程が3校で25。学校数で言いますと、八潮学園が前期と後期の両方が出ていますので、そういう意味では、学校の数で言いますと24校になります。学級閉鎖がありましたのが、全部で54学級という状況になってございます。これは、昨年2月の教育委員会でご報告した時点では、同じ時期で32校で85学級と報告させていただきましたので、今年のほうがちょっと少なくなっています。

報道等では史上最悪などと報道がされているんですけども、実は、私どものほうに対する連絡も、この大井第一小学校が2月5日に学級閉鎖をしたいという連絡がございまして、実は、それ以降、この教育委員会が開催される直前までの時点では、その後、報告が入っていない状況です。ですので、区内の学校の流行は少し落ち着いてきているのかなという状況です。

ただ、あくまで、各学級で、例えば2割以上のお子さんが休んでいるというのが学級閉鎖のベースでございまして、それには満たないような学級がもしかしたらたくさんあるのかもしれないというようなことで、学級閉鎖までは行っていないけれども、お子さんはまだいるというような状況かもしれません。

ちょっと、その辺がなかなかつかみ切れていない部分もございまして、学校の中でインフルエンザの子供がいなくなったということはないとは思いますが、学級閉鎖になるような状況は、今のところ落ち着いているというような形になってございます。

引き続き各学校に対してインフルエンザ予防に関する手洗いの励行ですとか、うがいですとか、そういったものを徹底しているところでございます。

私からは以上でございます。

【教育長】 説明は終わりました。質疑があればお願いいたします。

富尾委員、どうぞ。

【富尾委員】 毎回、聞いていることかと思えますけれども、重篤な合併症とか、異常行動とか、意識障害とかありますか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 私どものほうに報告があった事例では、そういった例は今のところ、まだ聞いておりません。

【塚田委員】 この荏原第一は、学年閉鎖になってしまったんですね。

【教育長】 荏原第一の学年閉鎖につきましては、何か情報はございますか。

学務課長。

【学務課長】 こちらは、それぞれの学級で全体としてかなり多めで、全部のクラスが2割を超えたわけではないのですけれども、2割を超えたクラスが非常に多かったということと、それから、週末、この後、25日が金曜日ですので、その後、土日が入るということもあったので、大事をとって校医の方と相談をして学年閉鎖したと聞いております。

【教育長】 学級の状況、それから、学年での取り組み、個人は5日間というスパンを考えると、この時点で、どの期間を、どの学級でやるかというのは、なかなか判断が難しいですね。大井第一のように、五月雨的に全部の学級を狙い撃ちのように来ているのも、これも困ると思いますしね。

総じて言えるのは、中学校、義務教育学校後期につきましては、五中とこの一中の2つだけということで、ちょうど9年生は今ぐらいが私学の受験で、22日の日に都立の入試があるということで、勝負の月になるので、早くピークが去ってこのまま下向きに行ってくれるといいなと思います。

【菅谷教育長職務代理者】 少し下がってきたなという感じはするんだけどね。

【富尾委員】 下がってきた感じがありますよね、確かに。

【塚田委員】 何かピークは越えたみたいな感じですね。

【菅谷教育長職務代理者】 なれてきたのかな。体がね。

【教育長】 このところで、ちょっと雪やら雨が来ていますので、湿度が。

【菅谷教育長職務代理者】 雪が降ると少し湿気が多いでしょう。逆にいいんでしょうね。

【教育長】 では、平成30年度インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況につきましては、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件も了承いたします。

次は、日程第2、報告事項5 品川区多子家庭学校給食費補助金交付事業における寡婦(夫)控除のみなし適用についての説明をお願いいたします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、品川区多子家庭学校給食費補助金交付事業における寡婦(夫)控除のみなし適用についてご説明いたします。資料10になります。

品川区では、さまざまな法改正を受けまして、区で実施をする事業の中で所得制限のあるものにつきまして、今年度、平成30年度、未婚のひとり親家庭に対して寡婦(夫)とみなした控除を、順次、適用してまいりました。これは、教育委員会の事業だけではなく

て区全体の事業という意味でございます。

中には、法の適用に基づいて区で実施している事業等があり、それは法が変わりますと自動的に適用としていくということになるんですけれども、区が独自に行っている事業、これにつきましても、今年4月1日を目途に、それぞれの所管課において課題を解消して適用していくという方向性が出されました。この多子家庭学校給食費補助金の交付事業というのは、区の独自事業でございますので、区の考え方に合わせまして、私ども教育委員会におきましてもこの4月1日の適用という形で対応していくものでございます。

まず、概要でございます。未婚のひとり親に関する寡婦（夫）控除のみなし適用につきまして、品川区において方針が決定したことに伴い、多子家庭学校給食費補助金交付事業において、地方税制上の寡婦（夫）控除が適用されない未婚のひとり親を同法の寡婦（夫）とみなした上で特別区民税の算定を行い、ひとり親家庭支援の充実を図るというものでございます。

2番の対象者でございます。これは制度自体の対象者になりますので、小学校・中学校・義務教育学校までの児童・生徒が3人以上いらっしゃるご家庭で、3人目以降の児童・生徒が品川区立の小学校・中学校・義務教育学校に在学している未婚のひとり親世帯の保護者。未婚のひとり親世帯の保護者以外については、これまでも、要は、在学しているお子さん方がいらっしゃれば、その制度の対象となりますので、そのうち、今回、みなし寡婦（夫）の対象となるのは未婚のひとり親世帯という形になります。

それに当たりましては、下の①から④の条件を満たしていることが必要となります。これは制度上の適用の対象となる者の条件でございます。

3番の適用日でございますけれども、平成31年4月1日ということになります。

周知方法につきましては、「広報しながわ」ですとか、ホームページ、それから、保護者宛ての通知ですけれども、例年、対象となる方に関しましては、8月ごろに個別に通知を送らせていただいておりますので、その中にみなし適用を図ると、適用をこれからしていきますよという形での一文を追加してお知らせをするというものでございます。

私からの説明は以上でございます。

【教育長】 説明は終わりました。質問があればお願いいたします。

菅谷教育長職務代理人。

【菅谷教育長職務代理人】 未婚のひとり親の寡婦（夫）についてです。この未婚のというのが、寡婦（夫）になる前からずっと未婚だったということなのか、寡婦（夫）ということは未婚じゃないから、結婚されていて片方が亡くなることを寡婦（夫）ということ、寡婦（夫）であったけど、今の現在では未婚ではないという意味に僕はとったんですけれども、未婚のひとり親家庭の保護者の対象者のところの言葉と概要のところの言葉の読み取りが、僕ははっきりとわからない、どちらかが。

現実的に、今はひとりですよということは確かだと思うんですが、結婚されていたことがあった人なのか、寡婦（夫）になってから未婚なのかどちらなのか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 わかりづらくて申しわけございません。税法上、寡婦（夫）というのが、いわゆる今、委員からご指摘があった配偶者が亡くなった方と、あとは離婚された方も含

まれます。

ですので、今回、みなし適用される方については、要は、ご結婚の経験がない方でございます。その方のひとり親についても寡婦（夫）として、結婚された経験がある方と同じようにみなして税法上の計算をするというところでございます。

【菅谷教育長職務代理者】 なるほど。そういう意味ね。わかりました。なかなか難しいね。

【塚田委員】 だからみなし適用と言うんですね。

【教育長】 なかなかこういう、今、婚姻関係においては非常に難しい状況が発生しておりますので。勉強していかないとはいけませんね。

ほかはいかがでしょうか。

それでは、品川区多子家庭学校給食費補助金交付事業における寡婦（夫）控除のみなし適用につきましては、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【教育長】 では、本件も了承いたします。

次は、日程第3になります。その他平成31年3月の行事予定についての説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から3月の行事予定についてご説明いたします。資料14をごらんください。

3月2日の土曜日、芳水小学校の100周年行事がございます。富尾委員、塚田委員出席、教育長の出席をお願いいたします。

それから、3月18日月曜日、マイスクール八潮の卒業生を送る会、これは海沼委員をお願いいたします。

3月19日、幼稚園修了式、こちらは城南幼稚園になりますが富尾委員にお願いします。

同じく19日になりますけれども、2時から臨時会を行います。

次に、3月20日の水曜日、中学校の卒業式、義務教育学校の卒業式がございます。これは委員の皆さん、全員出席をお願いいたします。

それから、22日が小学校の卒業式です。菅谷委員、塚田委員、教育長は出席をお願いいたします。

そして、年度末になりますけれども、3月27日の水曜日、教育委員会の臨時会を開催させていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。時間は13時となっておりますので、お間違えのないようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。それぞれのご予定、また27日の水曜日は、時間と曜日が従来とは異なっておりますので、何か確認をすることはございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、平成31年3月の行事予定については、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【教育長】 本件は了承いたします。

その他に何かございますか。

【庶務課長】　　ございません。

【教育長】　　それでは、先ほど決定いたしましたとおり、これから非公開の会議を開きたいと思いますので、傍聴の方はご退出願います。

— 了 —